

(写)

令和7年10月15日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会 長 丸 山 宏



適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（答申）

令和6年7月17日付け6水経第28-2号で諮問のありました適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

農業集落排水事業は、農業集落の形態に適した小規模な污水处理施設として生活排水等の安定した処理や農業生産の改善を目的として全国各地で事業展開され、農業集落の環境基盤の充実のために重要な役割を担っている。

本市の農業集落排水事業は、平成8（1996）年に小美地区で供用を開始した。現在では、市東部の農業集落10地区で供用している。

近年、農業集落排水事業を取り巻く環境は、農業集落の人口減少などを背景に、農業集落排水処理施設使用料収入の減少が見込まれる一方で、現在運転している10地区の処理場の中には供用開始から20年以上経過している施設もあり、機器等の老朽化や物価高騰により増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

令和6（2024）年度から地方公営企業法の全部適用を適用し、公共下水道事業と会計統合を行い、セグメントにより事業を管理している。

本審議会では、諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ適正な農業集落排水処理施設使用料の検証を行った。検証に当たっては、一定の公費負担を前提とした上での算定期間の収支不足への対応や公平な単価設定、使用料体系のあり方などを検討する必要がある、財政収支見通し、現行使用料単価の設定経緯と使用料体系の現状等を踏まえて、4回にわたる会議を重ね、ここに答申するものである。

本文

1 答申事項

令和9年度から令和12年度までの農業集落排水処理施設使用料は据置きとする。

2 答申の根拠

公共料金の基本的な考え方は、サービス等を受けた使用者が、その原価に見合った金額を支払うという受益者負担の原則が適用されるものである。

農業集落排水事業は、処理施設が小規模であるため経済的効率が低いこと、地形に起伏があるためマンホールポンプ等の設備が多いこと、集落が点在しているため管きょ延長が長いこと等により、使用者の負担が著しく大きくなるものであるが、事業を採択した経緯として、生活排水が水田の用水路へ流れ込むことによる農業生産への被害が顕在化したことや、農家の生活環境の改善として政策的に導入したものであるため、一般会計からの補填が行われている。

今回の審議は、算定期間を通じて、収益的支出の内、維持管理費の50%を使用料で賄われる限りにおいて、現金収支不足分が一般会計から補填されるという財政当局との合意を前提とした。

この条件で、令和9年度から令和12年度までの使用料算定期間4か年における使用料を算定すると、維持管理費の50%を上回るものと算定された。

以上から、今回の答申では、現行の使用料単価に据え置くことが妥当と考えるものである。

3 附帯意見

(1) 使用料改定への理解醸成について

本算定期間においては改定を見送るが、人口減少の傾向及び昨今の物価上昇を見る限り、将来的な使用料改定は避けられない状況である。一方、使用料は、消費税率の改定及び令和4年度の小美地区の使用料単価を他地区に揃える改定を除き、本格的な使用料改定を実施されていない。将来の使用料改定を見据え、使用者に対して本事業の経営状況等の必要な情報提供について検討されたい。

(2) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への

被害が顕著となり、それを食い止めるには、当時は農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

現在では、汚水処理の方法について農業集落排水事業以外に合併処理浄化槽による個別処理が選択肢に挙がるようになったが、未整備地区の見直し事例はあるものの、集合処理として整備済みの地区を個別処理に移行する事例は全国的にほとんど見られない。一方で、公共下水道の整備の進捗により、農業集落排水事業を近接する公共下水道に接続する事例は多く見られる。

本市の農業集落排水事業においても、公共下水道への接続、農業集落排水事業としての継続、個別処理への転換について比較検討し、効率的かつ実現可能な将来像を検討することを提案する。

おわりに

農業集落排水処理施設使用料は、公営企業における経費の負担区分を前提とした独立採算と受益者負担の原則に基づき、事業の健全な運営を確保することができらるものでなければならない。今審議においては、使用料水準は据え置くことが妥当との結論に至ったが、より安定的な事業運営のために、今後、使用料改定が必要となりうるため、さらなる経費削減と事業の効率化に引き続き努められることを切望する。

審議経過

回数	開催日	審議内容等
第10回	令和6年7月17日	○諮問書の伝達
第15回	令和7年7月25日	○農業集落排水事業の概要について
第16回	令和7年8月27日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について
第17回	令和7年9月24日	○答申書（案）の審議

委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	丸山 宏	
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
〃	牧野 守	
〃	齊藤 由里恵	
〃	久保 敦	
〃	荒川 江美	任期：令和4年7月27日～令和6年7月17日
〃	山本 京子	任期：令和6年7月17日～令和8年3月31日
〃	鈴木 純子	
〃	石井 美紀	
〃	松井 亜早美	

（敬称略）